

三軒協定

～ 三軒からできる私たちの景観づくり ～



... 三軒協定って何？

隣り合った三軒以上の人たちが自主的に植栽や花壇づくり、外壁塗装などの景観づくりを協力して行う協定を結び、それを市が認定した場合、その景観づくりにかかる費用の一部を補助する制度です。

多くの市民の皆さんのご参加をお待ちしております。

住宅のお隣さんで...

♪ 隣り合う三軒でタッグを組みましょう ♪

住宅のお隣さんで...

マンションのお隣さんで...

店舗のお隣さんで...



さらに、

連続する三軒どうしをつないだり、

向かい合う三軒どうしで協調する、

といった発展形も考えられます。

四季を通じた彩りを楽しむ...



■ 補助金制度

認定を受けた三軒協定地区に対しては、補助金制度があります。

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
1. 建築工事等	建築物の外壁塗装、修繕工事等に要する費用	1/2	50万円
2. 工作物改修等	門、塀、柵、花壇等の築造、改造等に要する費用	1/2	30万円
3. 花、苗木等の植栽等	花、苗木等の植栽、その他景観に寄与するものの設置に要する費用	1/2	10万円

※ 区分1, 2は1回限りとします。ただし、区分3については、最大で3回まで交付します。



☆ 花や緑などで通りから見えるようにして、



潤いと安らぎを感じるまち並みをつくりましょう。



★ ご近所の方々が興味をもたれましたら、まずは都市計画課へご連絡ください。

■ お問い合わせ先 ■

戸田市役所 都市整備部 都市計画課 都市景観担当

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

TEL: 048-441-1800(内線320) FAX: 048-433-2200

e-mail: tosikei@city.toda.saitama.jp

